

京田辺市分譲マンション管理適正化推進計画

令和6年2月

1. マンションの管理の適正化に関する目標

本市には、令和5年度末時点で27棟（約2,400戸）の分譲マンションが存在し、その内、築40年以上の高経年マンションは1棟（約110戸）ですが、10年後には5棟（約840戸）に、20年後には17棟（約1,450戸）に急増します。

今後、高経年の分譲マンションが増加することが予想され、管理組合による長期修繕計画に基づく修繕積立金の設定に重点をおいて、分譲マンションの管理適正化を進めます。

2. マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

マンションの管理状況を把握するため、本市では令和5年度にマンション管理実態調査アンケートを実施しました。回答の得られなかったマンションについては、現地調査等により管理実態の把握に努めます。

3. マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

なお、実態調査等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討します。

4. 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

本市のマンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5. マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、窓口、広報紙、市公式ウェブサイト等を通じて、普及・啓発に努めます。

6. 計画期間

令和5年度から令和14年度までの10年間とし、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本計画の適宜見直しを行います。

7. その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

京都府と連携し、マンション管理に関する必要な情報を入手するとともに、府内市町村と意見交換を行うことなどにより、マンション管理の適正化を推進していきます。